

## 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校教育部学校保健体育課保健体育係の分掌事務を定める部分中「保健体育係」を「保健係」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第3号から9号まで1号ずつ繰り上げ、同課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

### 体育係

- (1) 学校体育等に係る指導及び助言に関する事。
- (2) 児童及び生徒の体力向上に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 部活動に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 部活動の地域連携・地域移行に関する事。

別表第1 学校管理部学校給食課管理係の分掌事務を定める部分第8号を第9号とし、第5号から第7号を1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 学校給食費の徴収等に関する事。

別表第2中「第5号」を「第6号」に改め、「第7号」を「第8号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。